業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度 北九州市公営競技局子ども食堂「くれかきっちん」等運営業務

2 契約期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

3 事業目的

北九州市公営競技局では、平成31年3月に策定した北九州市公営競技事業経営戦略において、公営競技事業の収益金で将来にわたり北九州市の未来づくりと豊かな社会づくりに貢献していくことを企業理念として掲げている。この企業理念を実践していくために目指すべき将来像として、「選ばれるレース場」「健全な運営・信頼されるレース場」「親しまれるレース場」の3つの柱を掲げている。ボートレース若松で実施している子ども食堂「くれかきっちん」は、前述した将来像の柱の1つである「親しまれるレース場」を目指して、ボートレース事業の社会貢献性を発信し、企業イメージの向上につなげるための取組として実施する。

4 委託内容

- (1)業務内容
- ①子ども食堂の運営全般
 - ※児童及びその保護者等への温かい食事の提供
 - ※クレカ若松2Fの厨房の使用も可とする。
 - ※食事はクレカ若松市民ホールで行うこと。
 - ※やむを得ない事情がある場合は弁当配付も可
 - ※募集、受付、当日の会場設営、準備、実施、片付け含む。
 - ※片付けについては原状復帰を原則とする。
- ②子ども食堂実施日の子どもの居場所づくりのためのイベント等の企画及び実施 (例:子どもの遊び体験、学習支援、食育など)
- ③子ども食堂「くれかきっちん」の広報及び公営競技事業の公益性の周知
- (2) 対象者

原則、二島、藤ノ木、くきのうみ小学校区在住の小中学生(未就学児も可)及びその保護者

- ※参加は保護者同伴を条件とする。
- ※家族構成や緊急連絡先などを把握するため、事前登録制として実施。
- ※最大90人程度対応できるようにすること。
- (3) 実施場所

クレカ若松(若松区赤岩町 13-1 ボートレース若松内)

(4)実施頻度・時間

以下で指定する日程(全 12 回)において、原則として、各回 1 7 時~ 2 0 時の間で実施すること。

令和6年4月26日(金)、5月17日(金)、6月21日(金)、7月19日(水)、8月23日(金)、9月20日(金)、10月18日(金)、11月22日(金)、12月20日(金)、令和7年1月24日(金)、2月21日(金)、3月21日(金)

※レース開催の都合等により変更する必要がある場合は、北九州市公営競技局地域貢献 室が受注者と事前に協議して決定する。

(5)参加者負担金の徴収

大人300円、子ども100円

- (6) 事業の実施体制等
 - ア 子ども食堂の運営における留意事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 衛生管理と安全の確保
 - ① 食品衛生に関する責任者を配置(常駐)すること。
 - ② 実施当日のスタッフ数は、調理、配膳、活動企画、受付、会場内誘導、見守りなどの業務を基本的に5名以上(責任者1名含む)確保して実施することとし、参加人数に応じて円滑に運営できる人数を確保して実施すること。
 - ③ 食材料等の納入に際しては、①または調理従事者等が必ず立会い、賞味期限と消費期限を確認し、期限を超えた物は使用しないこと。
 - また、①または調理従事者等は、数量等のみならず、品質、鮮度、品温、異物の混入等ついても確認し、賞味期限と消費期限が切れる前の食材でも劣化が見受けられるものは使用しないこと。
 - ④ 検収後の食材料については、速やかに指定の場所へ保管を行い、その管理については、①が随時確認を行うこと。
 - ⑤ 食材料の保管については、原材料の包装の汚染を保管設備に持ち込まないようにするとともに、食品の種類ごとに区分し、相互汚染を防ぐこと。
 - ⑥ 保管場所の清潔を保つこと。
 - ⑦ 食材の温度管理は適切に行うこと。
 - ⑧ 保存食は毎食ごとに採取後、約50gずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、マイナス20度以下で1週間以上保管すること。
 - ⑨ 調理従事者の選任にあたっては健康者を選ぶこと。また、その健康状態について絶えず注意を払うこと。
 - ⑩ 用意した食材・料理等は、事前に公営競技局と協議した上で、ディスポーザブルの食器(容器)で対応することも可とする。くれかきっちん用の既存食器の使用も可とし、使用した場合は、食器用洗剤等で丁寧に洗浄、消毒し、汚れないよう保管すること。なお、ディスポーザブルの食器(容器)については、受注者側で委託料の中から支出、調達すること。
 - ① 市や子ども食堂ネットワーク北九州等が行う食中毒や感染症等の予防研修会、 調理上の衛生管理や食育に関する勉強会に参加すること。
 - ② 市が事業実施場所で行う食材の点検や使用器材の洗浄の状況などの衛生管理チェック、栄養指導などで指導事項が挙げられた場合は、その指導内容に従うこと。
 - ③ 受注者は、利用者の安全を確保するため、食品衛生管理、食品アレルギーへの 配慮、帰宅時の安全への配慮など最大限の注意を払い、事故が起こった場合は、直 ちに北九州市公営競技局に報告するとともに、関係者に対し迅速かつ誠実に対応す ること。アレルギー対応しない場合は事前に利用者へ周知すること。なお、対応内 容等は必ず記録をすること。
 - ④ その他衛生管理について、北九州市公営競技局が指示した場合は従うこと。
 - (イ) 利用者への対応
 - ① 受注者は家族構成や緊急連絡先、アレルギーなどを把握するため、利用者に事前登録をしてもらうこと。

- ② 受注者は、利用児童に異変や支援が必要な兆候が見受けられるときは、早急に北九州市公営競技局に報告するなど、適切な方法をとること。
- ③ 利用者の募集にあたっては、登録者へのメール送付、北九州市公営競技局のHP の活用や対象招集学校へのチラシ配付、Web広告など、その他適当な方法によって行うこと。

(ウ) その他

- ① 安定的に食事が提供できるよう、適切な方法により食材は確実に確保すること。
- ② 1回あたり3時間程度開設すること。
- ③ 特定の宗教または政治を目的として実施しないこと。
- ④ 受注者は、視察やメディアの取材希望があれば、可能な限り協力すること。
- ⑤ 受注者は、学生および地域ボランティアの希望があれば、可能な限り受入れに応じること。また、受入れた際には、交通費実費相当の費用弁償を行うこと。ただし、受注者とボランティアでの協議により、費用弁償も含めて無償にすることができる。
- ⑥ 経費の執行に当たっては、本事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行う こと。また、本事業に係る経費は全て予算額の範囲内で賄うこと。
- ⑦ 受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。
- ⑧ 受注者又はスタッフ等が、北九州市公営競技局又は第三者に損害を与えた場合 は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- ⑨ 受注者は企画提案書で記載している提案内容に沿って、事業を行うこと。ただし、運営する上で変更等が生じるときは、必ず北九州市公営競技局と協議または報告を行うこと。
- ⑩ 参加者から徴した参加者負担金は、市社協(子どもの居場所づくり応援基金)等へ寄付すること。なお寄付にかかる振込手数料等の費用は委託料の中から支出すること。
- ① 実施日のサイン(のぼり旗など)の設置、市民ホール及び倉庫からの長机・椅子の設置及び撤去、使用後の長机、備品等の消毒、ゴミ捨てについても行うこと。ゴミは北九州市公営競技局が指定する場所に捨てること。
- ② 必要に応じて実施日前日から準備を行うこと、実施日はクレカ若松全館を使用すること、実施後の片づけについてクレカ若松2FROKU部分においては、実施日翌日午前中まで行うことをそれぞれ可とする。

ただし、北九州市公営競技局側の都合により、一部使用が制限される場合がある ため、準備にかかる日時及び実施日に使用する場所並びに片付けで使用する日時に ついては、実施の都度、北九州市公営競技局と協議して決定するものとする。

③ 寄付食材等を活用したフードパントリーについても食材等の配布物が調達可能な 範囲で積極的に実施すること。寄付食材等で冷蔵及び冷凍保存が必要なものは、ク レカ若松2F厨房内子ども食堂用の冷蔵庫及び冷凍庫の使用を可とする。

イ 子どもの居場所づくりのためのイベントにおける留意事項

安心して過ごせる子どもの居場所づくりのためのイベント等の実施に当たっては、体験学習を視点とした下記活動を参考に活動企画を立案し、開催に当たり毎回少なくとも一つ以上を取り入れること。子ども食堂「くれかきっちん」に参加する子どもたちは、保護者同伴での参加が前提となるため、それを踏まえて親子で楽しめる活動企画などを実施すること。

なお、具体的な活動企画については、事前に北九州市公営競技局に報告すること。

- (1) 文化的イベント・運動イベント、(2) 季節行事、(3) 交流あそび、(4) 工作、
- (5) 学習支援、(6) 環境学習、(7) 食育指導、(8) 衛生指導
- ウ 「くれかきっちん」の広報及び公営競技事業の公益性の周知における留意事項は、次 のとおりとする。
 - ① 「くれかきっちん」のチラシ(A4・1 ページフルカラー)のデザインを前期(4 月~9月)、後期(10月~3月)ごとに制作すること、印刷については必要に応じた数量を適宜印刷すること。
 - ② ウ①のチラシ制作の際には、公営競技局地域貢献室が指定する、地域貢献に関するデザインを含めること。
 - ③ 制作したチラシは原則として対象校区の市民センター等を中心に配付すること。 また、受注者の活動の範囲において、当該チラシの配付を可能な限り積極的に行う こと。
 - ④ 制作したチラシのデザインを用いて、受注者のホームページやSNSなどを通じて、子ども食堂「くれかきっちん」又は公営競技の公益性について発信することも可とする。ただし、掲載する場合は、事前に北九州市公営競技局へ確認し、了承を得ること。

(7)保険加入

子ども食堂及び子どもの居場所づくりのためのイベントの実施にあたっては、事業スタッフ(ボランティアも含む)や参加児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること

5 業務報告

受注者は、実施日から1カ月以内に、参加人数(大人、子ども別)、実施した様子が分かる写真を貼付した業務完了報告書を作成し、北九州市公営競技局に提出すること。また、利用者情報については、併せて参加者名簿等データも提出すること。

6 個人情報の保護・守秘事項等

- (1) 受注者及びスタッフ等は、本業務の実施にあたり、取得した個人情報については、北 九州市個人情報保護条例その他関係法令を遵守し、適切に取り扱うこと。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事するスタッフに対して、研修やミーティングを実施するなど して(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 市は、受注者又はスタッフ等が(1) から(3) までの規定に違反し、市又は第三者 に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができ るものとする。
- (5)(1)から(4)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 調査等

北九州市公営競技局は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査 し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わ なければならない。

8 暴力団等の排除について

- (1)入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止
 - (ア) 受注者は、北九州市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者 又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託 先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方(以下「再委託先等」という。)と してはならない。
 - (イ) これらの事実が確認された場合、北九州市公営競技局は受注者に対し、当該再委託 先等との再委託契約等の解除を求めることができる。
- (2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には北九州市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

- (3) 不当介入に対する措置
 - (ア) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為 (以下「不当介入」という。) を受けたときは、直ちに北九州市公営競技局に報告する とともに、警察に届け出なければならない。
 - (イ) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに北九州市公営競技局に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
 - (ウ) 北九州市公営競技局は、受注者が北九州市公営競技局に対し、(1) 及び(2) に定める報告をしなかったときは、北九州市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
 - (エ) 北九州市公営競技局は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの 契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要 に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、利用者の人権を尊重・配慮するとともに、「固定化された男女の役割にとらわれることなく、すべての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の推進」という視点を持って取り組むこと。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たっては、北九州市公営競技局と連携を密にし、内容について協議すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、 北九州市公営競技局と受注者が協議して定めるものとする。
- (4)「くれかきっちん」は子ども食堂ネットワーク北九州の会員であるため、規約を順守 し、その活動への協力参画に努めるほか、本業務受託による変更申請が必要な場合等に おいては、その指示に従うなどして連携に努めること。
- (5) 子ども食堂ネットワーク北九州が発信する情報の収集に努めること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、子ども食堂に関する補助金、助成金を使わないこと。